

令和6年度第5回小田原市総合計画審議会会議録

- 1 日 時 令和6年11月18日(月) 午後1時30分から午後2時40分まで
- 2 場 所 小田原市役所3階 議会全員協議会室
- 3 出席委員 <対面参加> 9名
木村 秀昭、関野 次男、柳瀬 敦、山本 博文、出石 稔、
有賀 かおる、曾我 清美、益田 麻衣子、渡邊 ちい子
<オンライン> 7名
山口 博幸、渡邊 清治、内山 絵美子、奥 真美、平井 太郎、
別所 直哉、根岸 亜美
<欠席委員> 3名
久田 由佳、関 幸子、信時 正人
- 4 事務局 企画部長、企画部副部長、企画政策課長、企画政策課副課長、企画政策係長、
企画政策課職員3人
- 5 傍聴者 0名

(次 第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 答申に関する協議について
 - (2) その他
- 3 閉 会

1 開会

【出石会長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第5回小田原市総合計画審議会を開催いたします。

本日は、久田委員、関委員、信時委員の3名が欠席、オンラインで7名出席いただいております。

従いまして、本日の会議は16名の出席となり、審議会規則第5条第2項の規定によりまして、2分の1以上の定足数を満たしておりますので、成立しております。

市側の出席者につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

2 議事 (1) 答申に関する協議について

【出石会長】

本日の議題は、「2 議事 (1) 答申に関する協議について」、これが中心となります。事務局からまず説明をお願いいたします。

【企画政策課長】

資料3・4・5に基づき説明

【出石会長】

審議に入る前に確認をさせてください。

資料3の「1 総合計画審議会からの答申方法」について、この考え方で言うと、最初に出された行政案は手を入れることなく、これに答申案と資料4に書かれている答申の文案が別に出てきて、それを踏まえて、市は資料4にある市の考え方・対応方針（案）の方向で仕上げていく。要するに行政案については修正しないということですね。

答申の方法には、もう1つパターンがあって、行政案自体を修正したものを答申として出すやり方もあります。

そうではなく、行政の方で行政案を作りそれに対して審議会が意見として答申するから、そのあとは行政に任せていただきたいという理解でよろしいですか。

【企画政策課長】

はい。本日の時点で、私どもはおっしゃるとおりの形でいきたいと思っています。

【出石会長】

そうすると、この資料3の「2 まちづくりの理念・将来都市像」に事実上書き直したものが出ていますが、これも書き直さない。ここに書かれた内容というのは、資料4の2～3ページ、「まちづくりの理念と将来都市像」の「答申での文案」のところに書かれたものがここに符合するということによいですか。

委員の皆さん、市の考え方をご理解いただけたでしょうか。

それでは、まずそれでよいかどうか。この資料3で言うと、「1 総合計画審議会からの答申方法」、私が今補足した形のまとめ方でよろしいかどうかについて、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

【山本委員】

行政案については、今、修正の方向性等をご説明いただきました。今後、行政の方はいろいろな場面で行政案や今進んでいるところをご説明する機会があるのではないかと考えているのですが、その際は、我々の答申を踏まえたもので、いろいろな団体や市民の皆さん等にご説明をするということによろしいですか。

今の会長の話だと、行政案は今後のご説明も最初のものでやって、こういったことが想定されるので、それはまたどこかで、どのような形か分かりませんが、説明するということなのですか。

【企画政策課長】

直した文章は、答申をいただいたのち2月半ばに議案という形で出していきますので、それまで、行政案が全部直った文章は対外的に更新いたしません。現在、いろいろな市民の方が集まられているところで、市の考えをお話する機会をいくつか持っているのですが、それは全て最初にお渡しをした行政案を使ってご説明をしてご意見をいただいているところです。

【出石会長】

加えて言うならば、今日説明があった資料5のパブリックコメント自体も行政案に対して意見をもらっていますから、この総計審で出たことに対しての対応案は示されているけれども、市民からの意見等で、さらにそれ以上に変わる可能性はあります。それで最終的に基本構想がまとまるけれども、それはあくまでも議案であって、今度議会で修正される可能性もある。そういう流れとなります。

【益田委員】

確認なのですが、でき上がったものというのは、この審議会の委員には一度事前に、議会に上がる前に読ませていただくことはできるのですか。

【企画政策課長】

恐らく議案を発出するのと同様くらいのタイミングでお送りすることになろうかと思います。

【出石会長】

市側にはその点について、要注意でお願いしたいです。

パブリックコメント制度ができた時、パブリックコメントを優先するのであれば、審議会は不要であるという議論が相当程度ありました。審議会では何を議論するのか。極端に言えば、審議会でもAと書かれたのをBに直したけれども、市民意見を踏まえてやっぱりAとしてしまうと、審議会の存在意義がなくなってしまう。とは言っても、パブリックコメントというのは誰でも意見が言える制度で、やむを得ないことなのだけれども、やはりこの審議会の委員としては、これだけ真剣に議論してきたのに、最終的に自分たちが出していない形に変わる部分もあるわけです。

ましてや、我々が意見を出していない項目についても、市民意見によって変わってくる可能性はあります。タイミング等を踏まえて。この審議会に対しても情報提供はしっかりしていただきたいということです。

それから、これも大事なことなのですが、審議会に出てきた意見、それからパブリックコメントに出てきた意見以外に行政は直してはいけません。それをやってしまったら、審議会の意味がなくなってしまう。パブリックコメントも意味がなくなります。この点は大事なことです。よくご理解をいただいてやっていただきたいと思います。

他、いかがでしょうか。

【出石会長】

それでは、今いくつかありましたが、最終的な基本構想の議案についてはタイミングを見て委員に情報提供していただくということ、答申の仕方は事務局からの説明の形で行うということで、承認でよろしいですね。ではそのようにさせていただきます。

それでは、「2 まちづくりの理念・将来都市像」、これも同じことの繰り返しで行政案は変わらないままですが、最終的に今日ここでさらに議論した上で、修正の方向性をさらにご意見いただいて、答申につながっていくということになると思います。ご意見等お願いします。

【山本委員】

商工会議所にも先般、行政案について加藤市長から我々の議員にご説明をいただきました。質問もそれほどなかったですが、やはりこの「地域自給圏」と我々経済団体あるいは地域経済との関係がよく分からないということと、我々商売をやっている者は、小田原以外に物を売ってはいけないというわけではないという極端なご意見もありましたし、内外から様々なノウハウを得て、この地域経済を発展させていくと、外とのつながりが非常に重要でありますし、強いて言えば、観光産業は外需獲得の重要な産業なので、こういった地域自給圏のエリアや範囲や他者との連携、つながりみたいなところが、今回の修正案で補足されていることは非常にありがたいと思っています。

【出石会長】

修正ということではなくて、意見が反映されているということですね。分かりました。

【有賀委員】

基本構想におけるまちづくりの理念と将来都市像ですが、修正の方向性として、まずコンセプトが地域自給圏であること、次に、地域自給圏の実践に基づきまちづくりを進めること、そして地域内完結ではないことを明示されて、最後に、将来都市像を掲げるというところで、前回よりも地域自給圏の考え方がとても明確、クリアになり分かりやすい内容に修正していただいたと感じます。

ただ、1点、もしできたら、真ん中あたりの「5つの力」のところですが、事務局からの方向性として、「まちづくりを進めることを明示し」とありますので、この5つの力とまちづくりの5つの目標との関連性について、もう少し触れてもよいのではないかなと思いました。前回の会議でも、この5つの力と5つの目標とのつながりや関連について意見が出されていたような記憶があります。

【企画政策課長】

関委員から前回、6つの力、5つの目標に対して、6つの力が横ぐしを指すような形になっていることを、もっとはっきり明示した方がよろしいというご意見をいただいております。

今回お示ししましたのは、第3章第3節のまちづくりの理念と将来都市像のところなのですが、この次に置いている5つのまちづくりの目標の部分で、そこをお示しできればというように思います。

【出石会長】

資料4で、市の考え方・対応方針のどこになりますか。

【企画政策課長】

資料4の3ページのNo.27のところですよ。前回ご指摘いただいたので、「5つの力+行政の力の6つの力が横ぐしとして」というところで、『「力」を土台として施策を展開することでまちづくりの目標が達成されるということがわかる表現になると良い。』というご意見をいただきました。対応案としましては、「まちづくりの目標と5つの力との関係も含めて、まちづくりの目標をどのように表現するかを改めて検討する。」というところですので、第4節のまちづくりの目標のところ、ここを少し付け加えるような形になろうかと思います。

行政案3ページのまちづくりの目標にリード文が1行だけ、「将来都市像の実現に向け、以下の5つのまちづくりの目標を定めます。」とあり5つの目標を書いています。このリード文のところか、もしくは最後のところに、今ご指摘いただいたことを追加するようになろうかと思います。

【有賀委員】

そうしますと、今回はまちづくりの理念と将来都市像に関する修正案のみが掲げられていますけれども、まちづくりの目標に関して、そういった様々な意見が出された結果、目標に関しても、いずれか出されるということでしょうか。

【出石会長】

先ほどの話では、最終的に我々に情報提供される基本構想の議案となります。

ここである意味ねじれてしまっているのは、3の「まちづくりの理念と将来都市像」だけは、資料として修正案が出されている。要するに議案になる部分という意図があると思います。ところが、それ以外の1、2、4については、直す方針だけが示されている。本当に分かりやすいのは、行政案に対しての新旧対照を出せば1番分かりやすい。でも、そこまでは事務局の方は考えておらず、我々の役割は意見を出すこと答申の中に、「ここはこうやった方がよい、ああやった方がよい」というところまでで、それを斟酌するのは市だという考え方なのです。

そうなのだけれども「3」は非常に意見が出ました。特に「内向きではないか」などいろいろな意見が出たので、このように変えたいという案が示されたということです。

だから、少しバランス的には変なのですが、そこはご理解していただくしかないのかなということ、まちづくりの目標は、最終的な、今の説明のような形のものが入った議案が我々にも提供されるということです。

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

私から形式的に1点。資料3の2ページの「3 まちづくりの理念と将来像」の後に2つの小見出し、〈まちづくりの理念〉と〈将来都市像〉と書いてありますが、これ括弧で括っています。このやり方でやると、将来、文章になった時に、3の1つ目のかぎ括弧の部分と言わなければいけないですね。通常は小見出しというか、大・中・小項目に分けるならば、(1)などで表記すれば、「3の括弧1について」と言えます。

議会もそうだと思いますが、通常、法律も条・項・号に分かれています。必ずしもだめとは言いませんが、括弧を使うよりは、(1)なのか①なのか、そういう形できちんとその部分が一目で分かる、表現できる形にした方が私はよいと思いますので、意見として申し上げます。

では、よろしければ、関連するので、資料3の3ページの「3 持続可能な地域社会（「地域自給圏）」についての3点の説明がありました。こちらについてご意見やご質問をお願いしたいと思います。

それでは続けて私から申し上げます。1つ目の地域自給圏は、先ほどの2ページのところにも言葉で書かれているとおり、基本構想の中に最終的に地域自給圏の説明が入ってくると思います。2つ目の小田原における地域自給圏の実践の意味合いや説明、それから地域自給圏で表す関係性や範囲というのは、ここへの説明だけではなくて、基本構想としての説明と

いか市民への説明として必要な部分だと思いますが、それは資料4のどこかに明示されていれば教えてください。されていないとしたら、基本構想の中のどこかにきちんとした説明がいていいのではないのでしょうか。

【企画政策課長】

まず、2点目の小田原における地域自給圏の実践とはという文章は、第2段落の後半の赤字のところでお示しをしました。それから、3点目の地域内完結ではないことをお示ししたのが第3段落の最後の1行、「市内外の力が融合することで持続可能な小田原の実現に向けた循環が」というところです。

【出石会長】

分かりました。何となくこの3ページの説明の方がはっきり書いてあるから分かりやすいです。趣旨は分かりました。他はいかがでしょうか。

【有賀委員】

文章の表現の仕方なのですが、資料3の3ページの2つ目の○、『小田原における「地域自給圏」の実践とは、』の『「①「5つの力」＋「行政の力」を生かしながら高める』というところで、行政の力を生かすのかということなのですから、2ページの修正文の真ん中辺り、『5つの力とし、これらを支える「行政の力」とともに生かしながら』と書いてあるので、行政の力を生かすのであれば、「とともに」ではなくて、『「行政の力」を』の方がよいのかなと思いました。皆で支え合うなら、「とともに生かし合いながら」とか、そういう表現になるのかなと私は思いました。

【企画政策課長】

意味は、5＋行政の6つの力をともに生かし合いながら、全部高めていくということですので、それは生かし合いながら、何を高めて何を生かすのかということが分かるように直します。

【有賀委員】

「とともに」となると、やはり「生かし合いながら」と思います。行政の力を生かすのであれば、「を」でよいのかなと思いました。

【出石会長】

確認すると、高めるのは地域自給圏ではなくて、小田原の地域資源を高めるということです。それが地域自給圏ということと理解しています。

文章はどうしても好みが出てきてしまうので、その辺りはまた議会でも指摘もあるのかもしれないので、最終的に収斂されればよろしいのではないかと思います。いかがでしょう。

大体よろしいでしょうか。

資料4について、もう1度各委員のご意見を確認いただきたいのですが、ご自身の出した意見に対して市の考え方が示されていて、答申には市の考え方がまだ出ていない状態で、順序としては答申の文章が出て、それで市の対応方針が最終的には基本構想に反映されるということですが。

特に、ご自身の意見のところについて、このような答申での文案でよろしいかどうか。少し時間を取りますのでご確認ください。他の委員の発言でも結構です。

これは、答申書にはどのようなイメージで入りますか。別紙で「基本構想行政案の個別事項についての意見は次のとおり」となりますか。

【企画政策課長】

答申の文案は、前回と同様を想定しております。

資料3の1ページに記載のとおり想定しており、まず全般について触れ、次に項目ごとに、まちづくりの理念と将来都市像・5つのまちづくりの目標について列挙していくような形を考えています。

【柳瀬委員】

No.6で意見をさせていただきました。イメージを共有していただくことが非常に重要だという中で、こちらの答申の文案では、「可能な限り具体的な表現とすることで」というように整理をさせていただいているのですが、具体的すぎて分かりづらくなるということもあります。「より具体的な表現」ということではなく、イメージを持ってもらいやすいようにしてほしいというのが自分の感覚で、ここは「イメージしやすい」とか、そのように若干修正していただきたい。

【出石会長】

最終的には事務局と会長一任でよろしいですか。

他、いかがでしょうか。

今回は意見の部分がかなりの項目あります。前回、令和3年の時はどの程度の項目が列挙されていたのですか。

【企画政策課長】

令和3年度の基本構想部分にあたる第一次答申では、A4で6枚程度の分量です。

【出石会長】

事務局からはいかがでしょうか。

【企画政策課長】

第6次計画の令和5年度実績の評価をいただいた時には、「いただいた主な意見」という形で複数列举し、違うご意見も挙げましたが、今回は基本構想に対する答申なので、ご意見は審議会として統一したものという形でいただきたいと存じます。

渡邊ちい子委員からいただいた No.31、32 ですが、『「いのち」は、すべての目標の関連するものであることから、まちづくりの目標からは外してはいかがか。』というご意見をいただきました。ここは、私どもの書き方の問題もあるのでどこまでこれを答申案にするかというご相談になろうかとも思うのですが、1番目の目標から「いのち」を削除した方がよいのか、残してよいけれども、ここの文章は考え直した方がよいのか、というところは統一をさせていただきたいです。

【出石会長】

事務局として、確認したいというのは、「いのち」というところの目標を外すかどうかということでしょうか。他はありますか。

【企画政策課長】

No.11 で、別所委員からいただいた「行政がコントロールできるものだけを課題とか対応に挙げた方がよいのではないか。この総合計画は行政が進める計画でもあるので、例えば、貧富の格差だとか、そういった市役所だけでコントロールできないものは、今回外した方がよいのでは」というご意見です。

私どもとしては、行政が何をするのか、市としてどうしたいのかということはしっかり明記していこうと思っているのですが、事象のコントロールは難しくても、事象の結果、市の課題として挙がっていて、行政体として何らかの対応をしなくてはならないということもありますので、書き方は工夫しますが、書いていきたいといったものもあります。それでよしということであれば、ここはそういう形にしたいと存じます。

【出石会長】

とりあえずこの2点について、要は、このまま答申の文案で出してしまうと、例えば、No.11のところだと、この「課題の認識については、行政として対応し、解決すべき事象のみを明記するべきである。」というのが審議会全員の意見になります。それから、No.31、32も同様に、「いのち」という項目は、まちづくりの目標から外すべきだという意見になります。それぞれ1人の委員から出ている意見ですが、大方がこれでよいということであれば、これを残していくという形になると思うのですがどうでしょうか。No.31は渡邊委員がいらっしゃるのでご発言いただければと思います。

【渡邊ちい子委員】

意見を提出した趣旨としては、修正前の「まちづくりの理念と将来都市像」の書き方が比較的ふわっとしていて、「いのち」が、そのふわっとしたものに書かれた上に、まちづくりの

目標としてまた「いのち」と書いてあると、「いのち」という概念が上位概念なのか、各項目の中の概念なのかというところが分かりにくいと思いました。概念整理という意味で、目標の中に「いのち」という言葉が出てこない方がよいのではないのかなということで書かせていただきました。

今回まちづくりの理念の方もはっきりと整理がされてきていて、今こちらの対応方針として書いていただいたような内容で、きちんと違うことが分かるように書かれているのであれば私は問題ないと思います。審議会の全体の意見として、ということであれば外していただくことについて異論はありません。

【出石会長】

他の委員、今の点いかがでしょうか。資料3でいうと、2ページの1つ目の段落の最後の2、3行、『「いのち」を支えていくために必要な要素は』という言葉が出てきて、そのための説明が記載されているとしたら、個別の5つのまちづくりの目標に特化して「いのち」と1つ入るのはおかしいのではないかということです。

「いのち」を支えていくために必要なものが様々なものだとするならば、少し整理は必要だと思うのだけれども、一方でまちづくりの目標の1つ目の「いのちを大切にする小田原」というのをなくすということではないです。表現の問題です。どうしても地域保健・医療体制のことや支援のことなどが、本文には入っているのだと理解します。それを括って、「いのち」と整理をしているわけです。

この点どうでしょうか。書き方の問題でもあるのですけれども、「いのち」というものを、このまちづくりの目標の5つ全てに関わる、大切にする、上に立つものであれば、1つ目の「いのちを大切にする小田原」という書き方は妥当ではないのではないかということです。

【山本委員】

今、渡邊委員ご自身からもご説明があったように、単語は「いのち」ですけれども、ここの最初のまちづくりの理念になる大きな「いのち」と、項目、地域医療の「いのち」の違いがこの文章でより分かりやすくなったので、外してもよろしいのではないですか、というご本人のご意見でよろしいですか。

【渡邊ちい子委員】

まちづくりの理念の方の記載が分かりやすくなったので、そこがきちんとぱっと見て混同がないということであれば、この意見はそもそも撤回したということで、外していただいて大丈夫です。

【企画政策課長】

資料4の左側の委員意見のところには、今渡邊委員からお話いただいた旨の文章がございまして、それを答申の文案へのまとめ方が大雑把すぎたと思います。原案に対するご意見は

そのとおりかと存じますので、答申の文案の方を、もう少し発言のご趣旨が伝わるような文章に変えて答申文案とできればと思います。

【出石会長】

では、No.31、32 の答申の文案は今のような形で、項目を削るということではなくて、まちづくりの理念のところで整理がつけられるのであれば「いのち」という表現を改めた方がよいのではないかと、そのような形で修正をするということにしましょう。

それではもう1つ、No.11、別所委員、この点についてどうでしょうか。

【別所委員】

先ほど書きぶりで対応されたいということをおっしゃっていましたが、その大きな課題があるというところの説明をしていただいた上で、あとは市として取り組めるところはやはり限られていると思うので、その取組は具体的にどういう風にできるのかというところを書き分けていただくという形であれば、そのものを削除、書かなくても大丈夫だと思います。

【出石会長】

この部分は答申として意見を記載しなくてもよいということによろしいですか。

【別所委員】

結構です。

【出石会長】

どうでしょうか。よろしいですか。私も少しコメントするならば、総合計画は行政がコントロールするだけではないと思うのです。市民の自助努力によるものや様々なものがあるので、その前提となる基本構想ですから、行政のコントロール、あるいは行政として対応し解決すべき事象のみになってしまうと、逆に書けなくなってしまうような気がします。

【企画政策課長】

決めていただくことではなくてお断りに近い形なのですが、No.6で柳瀬委員から、また、他の皆様、何人かからいただいたのですが、文章だと分かりにくい、前回お示しした概念図の方が文章より分かりやすいので図で示せないかというご意見をいただきました。それをあえて文章にしているのは、議案を意識して記載をしています。議案は文章なので、図はその議案が成立した後、市民に周知をする時には図を使いながらご説明をしますので、別途それを作ってしまうことは考えていますけれども、議案については図を入れる予定はございませんのでご了承いただければと存じます。

【出石会長】

確認ですがそういう決まりが小田原市にはあるのですね。よく地図や図面を入れたりとか、あるいは国の話になりますが日本国旗は図式化したりしています。要するに、法律や条例は、議案としては確かに条文と別表までですが、議案に図を入れられないというルールは普通はないはずですが、小田原市にはあるのですね。それとも慣例ですか。

【理事・企画部長】

慣例です。

【出石会長】

私は少し疑問があります。市民に分かりやすいものを出すのが筋ではないですか。議案だとしても、議員に対しても分かりやすくはないと思います。その慣例は議会側からの指示ですか、それとも市当局側ですか。

図ではなく全部言葉にせよという議会側からの指摘だったら、ここで我々も言うことはできないけれどもどうなのですか。そうではないとしたら、審議会としてはそういう意見を出してよいと思うのです。それはできないというのは、最後、市が決めればいいですけどもそこはどうなのですか。議会側からの指示なのですか。

【理事・企画部長】

図を入れてはいけないという決まりはないです。もちろん議案には、図や表が入るものも当然ありますので、そこは問題ないはずですけども、慣例的に文章でずっとやってきているということの積み重ねで今回の案は示しています。

文章による案としているのは、議案としては極めてシンプルに端的に必要なことだけをとということが根底にあると思います。図の扱い方や表の見せ方で、この図は果たして文章を正しく表現しているのだろうか、あるいは、この表を持ってきたのは恣意的な表なのではないかとか新たな疑念が生じてしまう。そのようなことを含めた中で、必要最小限の文章をまず固めるという作業をするのが、議案の取扱いだということが我々のこれまでの慣例としての考え方になります。

ここは考え方ですが、新しく今回から図や表も使って自由にできるだけ膨らませて書こうということになると、それはそれでまたご審議いただく事項も増えてしまいますけれども、そこをどういう考え方でいくか。議案としてはシンプルに行くか、もしくは製本する段階でそういった必要な資料を揃えていくか、それは考え方次第ですけどもご意見いただければと思います。

【柳瀬委員】

議会では、議案以外にも報告事項等いろいろあり、神奈川県の場合、報告事項は比較的ビジュアル的にいろいろ工夫もしながら分かりやすいようにしているのですが、小田原市は、議案を説明する資料として、議案という文章だけのもので審議をしているのでしょうか。そ

れとも、その議案を補足するような図や資料等も合わせて示されているのでしょうか。

【理事・企画部長】

小田原市議会における議案は、議案書と議案説明資料というものがセットで議場へ提出されます。議決されるのは議案の方だけ、議案説明資料の方には図表や補足的な説明事項が書かれているというのが一般的な形です。

【柳瀬委員】

そうすると、それにはビジュアル的に分かりやすいような工夫等もされているということですね。単なる形式的にやっているのではなくて、議案ごとに、絵を入れたり表を入れたり、その時々議案の内容でそれぞれの所管課が工夫をして了解をもらうことになっている。そこに自由度があるかどうか、というところはどうかのでしょうか。

【理事・企画部長】

議案説明資料については、分かりやすくするためという趣旨ではありません。具体例を示すと、より日本語として分かりやすい形といったらよいでしょうか。どうしても議案というと、堅く決まったような文章の並べ方がありますが、もう少し噛み砕いて言うところになりますといった形のものが多いです。議案の中で全く触れていないような、新しい図表を示したりすることは基本的にはありません。

【出石会長】

少し専門的な話ですが、例えば条例改正は新旧対称表を説明資料につけ説明はこちらで行います。ただ、「何々を何々に改め」と言っても分からない。議員でも分からないので、議案説明資料を作ります。予算もそうですが、款項目節だけ挙げて分からないので、それを細かく説明する予算説明資料を作ります。

それで理解をしてもらうということだとしたら、まして、条例や予算というのは数字や文字ですから、それを図表にする必要はないと思います。しかしながら、基本構想というのは字で書いてあるものをある程度絵にはできるわけです。そういう意味では、議案にする必要はないかもしれないけれど、やはり説明する時にそういう説明資料を作るのは意味があるのではないかと思います。

私がなぜそんなことを強く言うかということ、この審議会で意見として出ているからです。ここに多くの学識者がいますが、一般の市民の方もいてこれでは分かりにくいと言っている。議員は市民です。先ほど、最終的に市民に出す時には図表を入れますと言いましたが、出来上がった最後は分かりやすくするけれども、総計審や議員には分かりやすくしないといっていることになります。むしろ分かりやすい説明をすべきではないでしょうか。これを行うのであれば議案に入れなくてもよいと思います。けれども最終的に作ろうというなら作ったらどうでしょうか。

議案説明資料に入れるのであれば、その資料もここで議論しなければいけないかもしれません。市民に出す説明資料をきちんと議会にも示す、それを基本構想の議案を我々に提供する時に、こういう資料を合わせて付けますということを示せばよろしいのではないかと私は思うのですがいかがでしょうか。

【柳瀬委員】

神奈川県も基本的に議案というと議案書になるのですが、総合計画等については、ビジュアル的なものも参考資料等で付けたりして分かりやすくします。新旧対称表ができるようなレベルではなくて、こういう構想等についてはまさに本当に分かりやすく、議案としては今までのお作法がということであればいいですけれども、やはり議決に向けた議論をしていたく時の資料としては、参考資料になるのかどうか分かりませんが、そういうものを付けてやっていただくというのが、1番分かりやすいのではないかと思います。まさに議会の皆さんも市民の代表ということであれば、同じレベルで考えるべきではないかというように私は思います。

【出石会長】

意見をまとめますが、基本構想を図表化して分かり易くすべきではないかという意見は、まさに基本構想に対する意見です。

今の議論は、総合計画審議会の意見として、市民に対して分かり易い説明資料を付けてはどうかというものでした。そういう意見が出ていることを議事録に残してもらえばよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。

よろしければ、資料3に基づいて、大きく3点、答申の方法、まちづくりの理念、将来都市像については、ある程度、修正の方向性の中身も示していただきました。

それから、「3 持続可能な地域社会」についての整理について、いずれも了とするということによろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきます。

今日出てきた意見を踏まえて次回、答申案を示します。

2 議事 (2) その他

では、続いて、議事の(2)その他について、皆様から何かいかがでしょうか。

事務局から何かございますか。

【事務局】

意見書・次回会議・支給明細書について事務連絡。

3 閉会

【出石会長】

それでは、以上を持ちまして、第5回総合計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。